平成２７年（フ）第５２２２号
東京都杉並区上高井戸１丁目15番９号
破産者　有限会社シーアンドピー
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２２３号
東京都杉並区上高井戸１丁目15―９
破産者　降矢　幸宏
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２３６号
東京都渋谷区代々木２丁目21番８―1102号
破産者　株式会社ｍｉｕ
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２３７号
東京都新宿区新宿７丁目27番４号　ライオンズマンション405号
破産者　ｏｂｅｄｉｅｎｔ株式会社
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２５５号
東京都文京区水道１丁目11番８号
破産者　有限会社ジョブ
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２５６号
東京都杉並区高円寺南１丁目７―９
破産者　木曽　東一
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２７４号
東京都世田谷区用賀４丁目33番21号
破産者　有限会社エフエフティ
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３４２号
東京都目黒区鷹番３丁目９番11号
破産者　株式会社アクティ
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３４３号
東京都世田谷区下馬６―20―５―403、住民票上の住所東京都世田谷区下馬５丁目10―７
破産者　関口　一茂
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３７０号
東京都豊島区西池袋５丁目24番12号
破産者　株式会社ランスキーコーポレーション
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３７６号
千葉県柏市豊四季645―４―２―213
破産者　住吉　一廣
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３８８号
東京都足立区本木東町15番13号
破産者　有限会社エーオン
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３８９号
東京都荒川区西尾久７丁目22―５―201
破産者　出田　和也
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３９７号
東京都新宿区新宿１丁目24番11号
破産者　株式会社ＡＶＥＥ
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３９８号
東京都新宿区新宿１丁目24番11号
破産者　株式会社ＮＥＴＥＣＨＮＯ
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３９９号
東京都新宿区富久町40―７、住民票上の住所岡山県倉敷市徳芳159―１―306
破産者　小室　　貢（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４１９号
東京都荒川区町屋８丁目２番13号
破産者　有限会社ケー・エム・エス
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４２０号
東京都荒川区東日暮里１丁目３―２―203
破産者　倉住　和惠
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４２１号
東京都文京区白山１丁目29―12　第一税経ビル203
破産者　倉住　友恵
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４５４号
東京都港区南麻布１丁目27番16号
破産者　有限会社アントシステム
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４５５号
東京都中央区新川１丁目24―７―604
破産者　鈴野　良成
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４７８号
東京都練馬区大泉町３―33―30　メゾンＭ１階１号室、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区大泉学園町５丁目２番18―803号
破産者　有限会社シマダ住設
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部